



記帳代行.comカテゴリー

- GALAPの強み
- 料金表
- 給与計算サポート
- 節税
- 融資サポート
- 助成金サポート
- 事業計画書の作成
- ビジネス商材の紹介
- Q&A

記帳代行.com

GALAP税理士法人
 住所：東京都千代田区内神田
 1-10-9 MⅡビル4F
 TEL：0120-936-016
 FAX：03-5283-0701

[会社概要はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)

[メールマガジンを
ご希望の方はこちら](#)

助成金サポート



助成金が申請できるのにしていない。気付いたときには申請期限を過ぎてている・・・。
 実にもったいない会社が多いように思います。
 一般的によく申請される助成金は下記のとおりです。
 この中には起業時点で申請しないと手遅れになるものもありますので、ご注意下さい。

創業時の助成金

■ 中小企業基盤人材確保助成金

中小企業基盤人材確保助成金は、独立開業や異業種進出にと
 もない、会社の中心となる基盤人材を雇い入れた事業者に支
 給され、最高で700万円までの受給が可能です。
 中小企業基盤人材確保助成金を受給するには、基盤人材の雇
 入期間、給料、基盤人材として認められる要件等、いくつか
 の条件に合致することが条件です。また、受給資格者創業支
 援助成金との併給も可能です。



■ 受給資格者創業支援助成金

雇用保険の受給資格者が独立開業し、1年以内に常用労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事
 業の事業主となった場合、創業に要した費用の一部（最高200万円）が支給されます。創業
 後3ヶ月以上事業を行っている等の条件を満たすことが必要です。中小企業基盤人材確保助
 成金との併給も可能です。

■ 高齢者等共同就業機会創出助成金

3人以上の45歳以上の方がそれぞれ出資し、新たにNPO等も含む会社を設立して45歳以上
 の常用労働者を雇用した場合、設立に要した費用の一部（最高500万円）が対象事業主に支
 給されます。高齢創業者は、他の会社の役員ではない等の幾つかの条件に合致することが助
 成金支給の条件となります。中小企業基盤人材確保助成金との併給も可能です。

通常時の助成金

■ トライアル雇用奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常
 用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等
 により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3ヶ
 月）する場合に奨励金が支給されます。

**■ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用
安定助成金**

昨今の不景気の影響により従業員をやむなく休業させる場
 合、賃金補償に対し、助成金が支給されます。

■ 中小企業雇用安定化奨励金



中小企業雇用安定化奨励金は、有期契約労働者の方の雇用改善を図る事業主を支援する制度です。有期契約労働者を正社員に転換する制度や正社員と共通の処遇制度・教育訓練制度を設け、実際に一定数以上の対象者が出た場合に支給されます。

■ 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

■ 若年者等正規雇用化特別助成金

長期フリーターの雇用対策です。100万円の助成金を受給できる可能性があります。

■ 中小企業子育て支援助成金

育児休業を支援するための助成金です。100万円の助成金を受給できる可能性があります。

■ 3年以内既卒者採用拡大奨励金

大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用した場合に、1人当たり100万円の奨励金が支給されます。



[↑ ページトップに戻る](#)